

令和8年度宮代町国民健康保険税率(案)について

1.令和8年度国民健康保険税の税率・税額(案)について

区分		算定の基礎	税率・税額
医療分	所得割	課税対象額(前年度の総所得金額から430,000円を控除した額)×所得割税率	7.70%
	均等割	被保険者数×1人当たりの均等割額	44,900円
後期高齢者支援金等分	所得割	課税対象額(前年度の総所得金額から430,000円を控除した額)×所得割税率	2.70%
	均等割	被保険者数×1人当たりの均等割額	15,900円
介護納付金分	所得割	課税対象額(前年度の総所得金額から430,000円を控除した額)×所得割税率	2.35%
	均等割	被保険者数×1人当たりの均等割額	16,600円
子ども・子育て支援金分	所得割	課税対象額(前年度の総所得金額から430,000円を控除した額)×所得割税率	0.26%
	均等割	18歳以上の被保険者×一人当たりの均等割額	1,678円

※介護納付金分は40歳～65歳未満の被保険者がいる場合に加算される。

※子ども・子育て支援金分の均等割は、18歳以上が負担する18歳未満の10割軽減分96円を含む。

・現行税率との比較

区分		現行税率	新税率(案)	増加率・額
医療分	所得割	7.38%	7.70%	0.32ポイント
	均等割	40,000円	44,900円	4,900円
後期高齢者支援金等分	所得割	2.54%	2.70%	0.16ポイント
	均等割	14,400円	15,900円	1,500円
介護納付金分	所得割	2.24%	2.35%	0.11ポイント
	均等割	15,700円	16,600円	900円
子ども・子育て支援金分	所得割		0.26%	0.26ポイント
	均等割		1,582円	1,582円
	18歳以上		96円	96円

・標準保険税率との比較

区分		新税率(案)	標準保険税率	増加率・額
医療分	所得割	7.70%	7.92%	△0.22ポイント
	均等割	44,900円	48,155円	△3,255円
後期高齢者支援金等分	所得割	2.70%	2.81%	△0.11ポイント
	均等割	15,900円	16,935円	△1,035円
介護納付金分	所得割	2.35%	2.43%	△0.08ポイント
	均等割	16,600円	17,235円	△635円
子ども・子育て支援金分	所得割	0.26%	0.26%	0ポイント
	均等割	1,582円	1,582円	0円
	18歳以上	96円	96円	0円

2.令和8年度国民健康保険税率(案)による増加額

令和8年度の国保税率(案)で試算した賦課総額は、現行町保険税より4,551万円増(6.7%増)となり、1人当たり保険税額は7,798円増となる見込みである。

		R8年度標準保険税率	R7年度町保険税率(現行)	R8年度保険税率(案)
		税率	税率	税率
医療分	所得割	7.92%	7.38%	7.70%
	均等割	48,155円	40,000円	44,900円
後期高齢者支援金等分	所得割	2.81%	2.54%	2.70%
	均等割	16,935円	14,400円	15,900円
介護納付金分	所得割	2.43%	2.24%	2.35%
	均等割	17,235円	15,700円	16,600円
子ども・子育て支援金分	所得割	0.26%		0.26%
	均等割	1,678円		1,678円
調定額		758,854,000円	682,510,000円	728,020,000円
対前年度比		—	—	45,510,000円
対標準保険税率		—	△ 76,344,000円	△ 30,834,000円
1人当たり調定額		130,030円	116,948円	124,746円
対前年度比		—	—	7,798円

3.賦課限度額及び軽減判定基準額の改定

1.改正理由

地方税法施行令等の一部改正に伴い賦課限度額及び軽減判定基準額改定する。
今後、年度末に同施行令等の一部改正があった場合は、専決による改正を行う。

2.改正概要

・賦課限度額

医療分	賦課限度額	660,000円	→	670,000円	10,000円増
後期高齢者支援金等分	〃	260,000円	→	260,000円	改正なし
介護納付金分	〃	170,000円		170,000円	改正なし
子ども・子育て支援金分	〃	0円		30,000円	30,000円増
計		1,090,000円	→	1,130,000円	40,000円増

・軽減判定基準額

5割軽減 43万円+31万円(+0.5万円)×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減 43万円+57万円(+1万円)×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
※7割軽減の基準額は 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)で変更なし

3.施行期日

令和8年4月1日

4.影響世帯数

賦課限度額を超える世帯(医療分) 57世帯

軽減判定基準額 5割軽減 15世帯増、2割軽減 12世帯増

(令和7年10月時点の国保税データから)

モデルケースでの影響額について（世帯・所得別）

単位：円

	課税所得0円			課税所得100万円			課税所得200万円			所得300万円		
	現行税率	現行との差		現行税率	現行との差		現行税率	現行との差		現行税率	現行との差	
	新税率(案)	年額	月額	新税率(案)	年額	月額	新税率(案)	年額	月額	新税率(案)	年額	月額
1人世帯 (40~64歳)	21,000	7割軽減 2,500	208	139,200	13,700	1,142	260,800	22,200	1,850	382,400	30,700	2,558
	23,500			152,900			283,000			413,100		
40歳代夫婦 子ども2人 4人世帯	58,300	7割軽減 7,300	608	166,400	17,000	1,417	346,400	32,800	2,733	511,500	41,500	3,458
	65,600			183,400			379,200			553,000		
65歳~74歳 2人世帯	32,600	7割軽減 4,800	400	110,800	12,200	1,017	264,400	27,700	2,308	363,600	35,100	2,925
	37,400			123,000			292,100			398,700		

※子ども2人は未就学児で試算しています。